

随 意 契 約 理 由 書

件 名	豊中市立文化芸術センター中ホール舞台吊物機構改修工事
契 約 の 相 手 方	三精工事サービス株式会社
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号
随 意 契 約 理 由	本工事は、文化芸術センター中ホール舞台機構が経年による老朽化のため、舞台吊物装置の電動巻上機・ワイヤロープ・緞帳・諸幕等の更新を行うものです。 舞台機構と緞帳、諸幕は一体的に整備され、連動して作動することが重要であり、本工事は既存設備を一部存置した改修となるため、施工に際して既存機器の重量制限やシステム特性等含めた調整が不可欠であり、本工事の施工部分と既存の設備とは密接不可分の関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既存の設備の使用において、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあります。 このことから、現在、本ホールの舞台機構の保守管理を委託している三精工事サービス株式会社と地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約の締結を行うものです。
備 考	